

令和6年度地域枠医師の指定医療機関への派遣方針(案) 作成にあたっての考え方について

地域枠医師は、「地域枠医師の指定医療機関への派遣に関する取扱要領（平成30年12月19日沖縄県保健医療部長決定）」に基づき指定医療機関への派遣方針を毎年度更新・作成し、地域医療対策協議会において協議することとされている。

このことを踏まえ、令和6年度地域枠医師の指定医療機関への派遣方針については、前年度の方針を踏襲するとともに、「沖縄県地域枠キャリア形成プログラム」で定める「離島診療所で1年以上勤務した場合は、指定医療機関（へき地）での勤務を要する期間を4年から3年に短縮する」という令和7年3月31日までの時限的特例措置を活用し、診療所医師の確保を図る。

令和 6 年度地域枠医師の指定医療機関への派遣に関する方針 (案)

令和 5 年 8 月 25 日
沖縄県保健医療部

令和 6 年度の地域枠医師の派遣については、地域枠医師の指定医療機関への派遣に関する取扱要領（平成 30 年 12 月 19 日沖縄県保健医療部長決定）及び沖縄県地域枠キャリア形成プログラム（平成 31 年 4 月 1 日沖縄県保健医療部長決定）に基づくほか、以下の方針により行うものとする。

なお、本方針の適用の対象となる医師には、地域枠医師以外の医師で沖縄県医師修学資金等の貸与を受け指定医療機関での勤務義務のある医師についても含めるものとする。

- 1 地域枠医師は、沖縄県医師修学資金等貸与規則（平成 19 年沖縄県規則第 70 号）別表第 1 に定める指定医療機関へ派遣するものとする。
- 2 地域枠医師の派遣先は、指定医療機関が所在する圏域の医療需要及び医療提供体制の状況並びに指定医療機関の医師の充足状況を勘案した上で決定するものとする。
- 3 地域枠医師の派遣は、原則として専門研修修了後とする。ただし、専門研修修了前であっても、専門研修 3 年目以降の者で、かつ指定医療機関での勤務に対応できると認められる場合にあっては派遣することができるものとする。
- 4 地域枠医師の具体的な派遣先は、別途作成する医師派遣計画において示すものとする。
- 5 地域枠医師の離島診療所への派遣を促進するため、離島診療所に勤務した場合における指定医療機関の医師として勤務すべき期間の短縮に係る時限的特例措置は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

別表第 1

沖縄県立宮古病院
沖縄県立八重山病院
沖縄県立北部病院
公立久米島病院
沖縄県立北部病院附属伊是名診療所
沖縄県立北部病院附属伊平屋診療所
沖縄県立中部病院附属津堅診療所
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属久高診療所
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属渡嘉敷診療所
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属座間味診療所
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属阿嘉診療所
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属渡名喜診療所
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属粟国診療所
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属北大東診療所
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属南大東診療所
沖縄県立宮古病院附属多良間診療所
沖縄県立八重山病院附属大原診療所
沖縄県立八重山病院附属西表西部診療所
沖縄県立八重山病院附属小浜診療所
沖縄県立八重山病院附属波照間診療所
伊江村立診療所
竹富町立黒島診療所
竹富町立竹富診療所
与那国町立与那国町診療所
北部地区医師会病院